

ジェイリース アプラス家賃サービス

アプラス 申込書兼契約書

Jサポート
Jウィング
Jフラット

申込者(契約者含む)は、本申し込みにかかる審査のためもしくは債権管理のために、株式会社アプラス(以下「当社」という)が必要と認めた場合には、申込者(契約者含む)の住民票を当社が取得し利用することに同意します。
※お申し込み後6ヵ月以内に契約書のご提出がない場合は再申込みが必要となります。

▲ アプラス用
お客さまが申込み(ご契約)される会社名
株式会社アプラス
2019年6月改訂 | 個人情報共同利用版・KI対応版

私(申込者(契約者含む))は、株式会社アプラスと契約する立替払契約の内容を理解し、裏面記載の「個人情報の取扱いに関する同意条項」および「契約条項」の条項並びに、ジェイリース株式会社に結果連絡することに同意のうえ、申込みます。

赤色太枠内は訂正印での訂正ができませんのでご注意ください。

代筆不可

⚠️C枚目にも押印ください。

FAX方向

アプラスより確認の電話をさせていただきます。

(注)ご契約者名義の預金口座をご記入ください。 ※押印箇所...ご契約者(一箇所)

お申込年月日 20 年 月 日
ジェイリース承認番号
アプラス承認番号 0000000000

お名前(自署) フリガナ
生年月日 昭・平 (才) 性 男・女
別 年 月 日
自宅電話 - -
携帯電話 - -
ご住所 〒 [] [] [] フリガナ

お住まい (1)アパート (2)借家 (3)社宅・寮 (4)賃貸マンション (5)公営住宅 (6)家族所有 (7)自己所有 居住年数 年 ヶ月
E-mail アドレス
お勤め先 名 フリガナ 勤務先電話 - -
お勤め先 所在地 名称 雇用形態 正社員 パート・アルバイト 派遣
職業 勤続年数 年 ヶ月
所属 従業員 人

税 申込者 万円 お仕事 会社員 公務員 自営業 自由業
※お勤め先以外に収入がある場合、合算収入をご記入ください。
年 同居予定者 万円 本人からみた関係 (1)配偶者 (2)父母 (3)子供 (4)兄弟姉妹 (5)その他
収入 入居理由 (1)結婚 (2)旧住居が狭い (3)転勤 (4)転職 (5)通勤時間 (6)家賃が高い (7)建替え (8)環境 (9)独立 (10)就職・入学 (99)その他

連絡先 お一人住まいの方、単身赴任の方は、ご実家または連絡先についてご記入ください。親族に限る。
お名前(自署) フリガナ 電話番号 - - 続柄
ご住所 〒 [] [] []

お支払口座
ゆうちょ銀行 金融機関(ゆうちょ銀行を除く)
通帳記号 通帳番号(右からつめてご記入ください) 預金種別 口座番号(右からつめてご記入ください)
1 0 の 1 普通 2当座 (総合口座)
口座名義人
B枚目にご押印ください。
払込日 アプラスの指定する日 27日 (非営業日の場合は翌金融機関営業日 前日までにご入金ください)

契約開始日 20 年 月 日
契約締結日 20 年 月 日
太枠内にご記入ください

申込み先 FAX:0570-006-660

賃貸借期間 自 20 年 月 日 ~ 至 20 年 月 日
賃借物件 建物名 フリガナ 部屋番号
所在地 〒 [] [] [] フリガナ
駐車場所在地 ・同一敷地内 ・その他() 駐車場名

申込者(契約者)様ご記入欄
入居者 (1)本人 (2)本人およびその家族 (3)本人以外
本人以外の場合はご記入ください
お仕事 (1)学生 (2)年金受給者 (3)その他() 申込者との関係 年 齢 才

① 月額賃料		円
② 管理費・共益費		円
③ 駐車場料金		円
④		
⑤		
⑥		
⑦ 月額賃借費用合計		円
⑧ その他費用等	賃貸人(代理人含む)または集金業務受託会社兼保証会社からの通知額	
⑨ 毎月保証料	(⑦+⑧)×()%/	円
⑩ 月額支払合計金	(⑦+⑧+⑨)	

預入金	敷金	円
	保証金	円
保証料	初回保証料	円
	継続保証料	円/年

初回支払	支払対象	支払日の翌月分賃料および保証料	支払方法	口座振替
	支払日	20 年 月 27日	支払日	毎月27日

賃貸人住所 (〒 -)
氏名
商号/代表者
連絡先 - -
A, C, D枚目にご押印ください。
印

備考欄
●お支払いは、毎月27日(非営業日の場合は翌金融機関営業日)となりますので、口座振替の方は期日の前日までにご入金ください。

集金業務受託会社兼保証会社
管理会社コード 6018120000
名称 ジェイリース株式会社
住所 大分県大分市都町1丁目3番19号
登録番号: 国土交通大臣(1)第20号
登録年月日: 2017年12月21日
住所 カスタマーセンター 0800-500-2103 (平日9:30~18:00)
電話 相談窓口メールアドレス gosoudan@j-lease.jp
名称 住 所 連絡先
取扱不動産会社

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（個人情報の取集、利用の同意）

- ①申込者（契約者を含む、以下「私」といいます）は、株式会社アラス（以下「会社」といいます）が立替払契約（申込を含む。以下「本契約」といいます）ならびに今後の取引に係る会社との取引との信用情報、与信後の管理のため、以下の各号の情報（以下「個人情報」といいます）を、保護措置を講じたうえで収集し利用することおよび以下の会社の関連会社（以下「関連会社」といいます）と共同して利用することに同意します。なお、関連会社とは今後この取引に関する関連会社との取引の取扱い、与信後の管理のために個人情報を利用します。
- ②会社所定の申込書兼契約書（以下、「申込書等」といいます）に私が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む）、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、運転免許証等の記号番号等の「属性情報」(本契約締結後に会社が私から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)
- ③本契約に関する契約の申込日、契約日、支払方法、振替口座等の「契約情報」
- ④本契約に関する利用開始後の返済履歴、月々の返済状況、滞り等に関する「取付情報」
- ⑤私が申し込んだ私の年収（世帯年収を含む）、資産、負債、会社が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払能力の判断のための情報」

【個人情報と同意を共有する会社の関連会社】

- 名称：株式会社アラスフィナンシャル
住所：大阪府浪速区淡路町1丁目2番2号
●社名：株式会社アラスグループ
住所：大阪府吹田市書津1町9番1号
（共同利用における管理責任者名称名：株式会社アラス）
- ②私は、会社が本契約を行う者が私に相違ないかを確認するため、運転免許証、パスポート等の証明書の記載内容を確認すること（写しの手を含む）または会社が住民票の写し等を徴取すること（本契約締結後に住所確認を行う場合を含む）に同意します。私は、会社と私の締結内容および私の年収等の事後の証拠のために収集するに同意します。
- ④会社は、個人情報、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。
- ⑤私は、申込書等に記載の貸入もしくは集金業務委託会社兼保証会社もしくは第1項①の個人情報について、私から通知を受ける等の方法により変更情報を知った場合には、申込書等に記載の貸入もしくは集金業務委託会社兼保証会社に対して、会社における与信後の管理のために、当該情報を提供することに同意します。
- ⑥私は、申込書等に記載の貸入もしくは集金業務委託会社兼保証会社が私との賃貸借契約の更新、管理等のために本条第1項①、②、③のうち必要な範囲で個人情報を会社から提供を受けることに同意します。

第2条（個人情報の信用関連業務以外の利用）

- ①私は、会社が、私の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集合代行業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他会社の定款に記載されている事業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。
- ①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。
- ②市場調査、商品開発のために利用する場合。
- ③書面やその他媒体（電話、Eメール、携帯電話番号宛にショートメッセージサービスの方法により送信のものを含む）による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する勧誘のために利用する場合。なお、会社の具体的な事業内容については、会社のホームページに掲載しております。
- ②私は、会社が、前項各々に定める利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。
- ③私は、会社が、会社の親会社・子会社・グループ企業、提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施するに目的、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。

第3条（新生銀行グループにおける共同利用）

- 私は、会社が、株式会社新生銀行（以下「新生銀行」といいます）およびそのグループ企業（ただし、会社の関連会社を除く、以下新生銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます）のうち個人情報の共同利用について提供する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①乃至③の個人情報（ただし、次の個人情報情報欄から取除いた個人情報を除く）をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の管理については、新生銀行が責任を有するものとします。

- ①私への新生銀行グループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため
- ②私が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特権・優遇のご提供のため
- ③各種商品・サービスの提供に際しての判断のため
- ④新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため
- ※新生銀行グループは、新生銀行、ならびに新生銀行の有価証券保有等において管理する新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提供する企業名を別途会社のホームページにて公表します。

第4条（個人情報情報機関への登録・利用の同意）

- ①私は、会社が登録する個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」といいます）および加盟機関を提携する個人情報情報機関（以下「提携機関」といいます）に照し、私の個人情報（加盟機関の加盟会員によって登録される情報、官報情報など加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む）が登録されている場合には、私の支払能力の判断の目的に限り、それを利用することに同意します。
- ②私は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報、加盟機関に下記に定める期間登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査（与信履歴に基く与信後の管理を含む。以下同じ）の目的に利用されることに同意します。
- ③加盟機関の名称・住所・問い合わせ電話番号は以下のとおりです。なお、会社が本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、私の個人情報を登録・利用する場合は、別途通知により通知し、同意を得るものとします。
- 名称：株式会社ア・アイ・シー（略称CIC）
住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト15F
電話番号：ナビダイヤル 0570-666-414
URL：https://www.cic.co.jp/

登録情報	登録期間
①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の個人情報	下記のいずれかか登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	会社が信用情報を照らし出した日6か月間
③本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④債務の支払を滞らせた事実	契約期間中および契約終了後5年間

加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額または利用可能額、貸付額、商品名およびその数量、回数・期間、支払回数等の契約内容に関する情報、およびこの利用履歴、滞り履歴、年間請求予定額・支払日、完済日、返済済の支払状況に関する情報の全部または一部となります。また、これらの項目以外に、本人確認資料の盗刷、支払、与信自願申出等の本人申告情報が登録されます。

④提携機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。

- ①名称：株式会社日本信用情報機構（略称 JIC）
住所：〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目10番14号
住友不動産上野ビル5号館
電話番号：ナビダイヤル 0570-055-955
URL：https://www.jpbc.jp/
- ②名称：全国銀行個人信用情報センター（略称K C S C）
住所：〒100-8216 東京都千代田区外内1-3-1
電話番号：03-3214-5020
URL：https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/
- ※ JICおよびK S Cの加盟会員により利用される個人情報は、上記表中の「④債務の支払を滞留等した事実」となります。

第5条（個人情報の預託契約の同意）

- ①私は、会社が事務処理（コンプライアンス事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、会

社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。

- ②私は、会社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託（債権譲渡を含む）をする場合、第1条第1項①、②、③の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

【会社が債権回収の委託をする債権回収会社】

- 名称：エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
住所：〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号
- 名称：アールファ債権回収株式会社
住所：〒163-1108 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号
新宿スクエアタワー 8階

第6条（個人情報開示の訂正・削除）

- ①私は、会社がおよび第4条で記載する個人情報情報機関に収集されている自己に関する個人情報と、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示をうけるよう請求することができるものとします。
- ②会社は開示を求めた場合には、第11条に記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてはお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、会社のホームページに掲載しております。
- ③個人情報情報機関を開示する場合には、第4条に記載の個人情報情報機関にご連絡ください。
- ④前項に基づくと社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条（本条項不適用の場合の要項）

私は、私の本契約における必要な記載事項（申込書等に記載すべき事項）の記載を希望する場合、または第2条および第3条①を含む本条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、会社が本契約を拒否する場合がありますことに同意するものとします。

第9条（利用停止の申出）

第2条および第3条による同意を得た範囲内で会社が個人情報を利用していても、私第2条および第3条①の目的での利用停止の申出した場合は、会社はそれ以降の当該目的での利用を停止する措置をとるものとします。ただし会社が送付する「この返済予定表」を同時に封入物の送付停止の申出ができないものとします。

第10条（契約が不成立の場合の同意）

私は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、私の支払能力の調査のために、加盟機関が第4条記載の加盟登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

第10条（条項の変更）

本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第11条（個人情報に関する問い合わせ窓口）

個人情報については、個人情報管理室が責任部署となります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問合わせ先は以下のとおりです。

住 所：吹田市豊津9番1号 パシフィックマックス江坂

担当部署：株式会社アラス お客様相談室

電話番号：0570-001-770 ※0570（ナビダイヤル）は有料です。

※電話番号は、お間違いのないようお願いいたします。

URL： https://www.aplus.co.jp/

契 約 条 項

【立替払契約条項】

申込者（契約者を含む、以下、「私」といいます）は、家賃サービス申込書兼契約書（以下、「契約書」といいます）記載の賃借物件（以下、「賃借物件」といいます）に係る賃貸借契約（以下、単に「賃貸借」といいます）を、会社と賃貸人に立替払します。本契約書が、契約書兼取扱の賃借人（以下、「賃借人」といいます）との間で締結する賃貸借契約に関して私が賃借人に支払う費用、賃借人から集金業務を委託した契約書の取扱店（以下、「取扱店」といいます）および取扱店から集金業務を再委託した契約書の集金業務委託会社兼保証会社（以下「集金者」といいます）との間で締結する保証委託契約に関して、私が賃借人、取扱店および集金者（以下、「取扱店」と「集金者」をあわせて「集金者」といいます）に対して支払う費用（その具体的な内容は第1条に定めるものとします）を、株式会社アラス（以下、「会社」といいます）が賃借人および集金者等に対して立替払することについて、会社との間で、次のとおり立替払契約（以下、「本契約」といいます）を締結します。

第1条（立替払）

- ①私は、①賃貸借契約者が賃借人に対して支払う契約書記載の月額賃借費用（賃借物件明渡し日までの間に、私が賃借人に対して負担することとなる月額賃借費用相当額を含み、以下、「賃借費用」といいます）を、会社と賃貸人に立替払します。②賃貸借契約者が取扱店に対して表額の取扱店に対して負担する更新事務手数料その他費用（以下、「取扱店保証料」といいます）を、会社が取扱店に立替払すること、および③私が集金者となつて支払う表額の初回保証料、継続保証料および保証料（以下、「保証委託費用」といいます）を、会社が集金者に対して立替払することを、会社に委託し、会社はこれを受託するものとします。なお、賃借人が①の賃借費用を、また、取扱店が②の取扱店賃借費用の集金を、集金者に委託している場合には、私は、会社および②の費用を集金者に立替払することを委託するものとします。
- ②私は、賃借物件における水道・ガス・その他の使用料金、賃貸借契約者と賃借人の賃貸借契約書に記載された当該賃貸借契約に係る賃貸借契約が負担する更新料、増額敷金、およびその他の賃借費用に関して私が負担する手数料等（以下、これを「その他費等」とい、賃借費用、取扱店費用、保証会社費用、その他費用等とあわせて「賃借費用等」といいます）を本契約の対象とすることができるものと、その場合は、私は会社に、その他費用等の立替払いを委託するものとします。なお、その場合の立替払額は、集金者が会社へ通知した額とします。

第2条（有効期間）

①本契約は、会社が所定の手続きをもって承諾し、賃借人または集金者等に通知したときに成立するものとし、賃借物件の明渡しが行われるまで（ただし、賃借物件の明渡しに、私が賃借人または集金者等から間で取決めた期日が到来する場合には同期日まで）有効とするものとします。また私が承諾しない場合その旨賃借人または集金者等に通知されるものとします。この場合、賃借人または集金者等から私が承諾されるものとします。

②本契約は、賃貸借契約者と賃借人との間で賃貸借契約が更新される場合は、更新後の期間についても有効に存続するものとします。私が、賃貸借契約に定める期日までに賃貸借契約を終了もしくは解約の申出を行わないときは、私は、会社が賃借人または集金者等から通知された条件により、賃貸借契約およびこれに基づき本契約が更新されるものとして取扱店に同意するものとします。なお、私は、会社から賃貸借契約の更新・条件の変更ならびに本契約の更新・変更に関し、確認書等の書面の提出を求められたときは、これに応じるものとします。

第3条（賃借費用等の立替払）

- ①会社は、賃借人または集金者等との間で取決めた期日、賃借費用等と立替払しますことと、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
- ②私は、会社が賃借人または集金者等との間の取決めでより前項の返済日を変更できるものと、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第4条（弁済金の返済）

①私は、会社に対して、賃借費用等に契約書記載の事務手数料を加えた契約書記載の月額支払金（以下、「弁済金」といいます）を、契約書記載の支払日に、私が指定し会社が認めた支払口座から口座振替の方法により支払うものとします。

②私は、申込書等の記載不備等による事務手数料の滞りにより初回の支払日に口座振替ができなかった場合、翌支払日に初回の弁済金と同月分の弁済金をあわせて口座振替の遅延により支払うものとします。

第5条（初回事務手数料）

私は、本契約において、契約書記載の初回事務手数料を契約書記載の初回支払日までに会社に支払うものとします。

第6条（賃借費用等の変更）

私は、賃貸借契約期間中に、次の各号に定める事由により賃借費用等が変更された場合には、会社に立替払いを委託する賃借費用等に当然に変更され、賃借人または集金者等から会社に通知があったときは、変更後の契約が成立することを承諾するものとします。なお、この変更、特に変更契約書の取扱いとは行わないものとします。①賃借費用等の改定。②新たな賃借費用等の発生もしくは消滅。③消費税法で定められた課税範囲の変更。

第7条（債権譲渡）

- ①私は、賃貸借契約者である場合に限り、以下、本条において同じ）は、本契約に基づき、会社に対して現在負担し、または将来負担する一切の債権を担保するため、私が賃借人に対して、現在所有し、また将来所有すべき次の各号に定める債権を会社に譲渡するものとする。①賃借物件の明渡時に返還を受けると条件として、私が賃借人に預託した敷金・保証金その他の金員の返還請求権。②賃借物件明渡し日の翌日以降の未賃借期間相当の日割り賃借費用等の返還請求権。
- ②私は、前項の債権譲渡により、賃借人に対して行う債権譲渡通知の権限を会社に付与するものと、会社の承諾が無い限り、この権限を消滅したまたは撤回しないものとします。

第8条（届出事項の変更）

- ①私は、私または賃貸借契約者が、住所・氏名・勤務先・指定預金口座等を変更する場合は、あらかじめ書面をもって会社に通知し

ます。ただし、会社が適当と認めた場合には、会社への電話等での連絡により届け出ることもできるものとします。

- ②私は、前項の通知を受けた場合、会社からの通知または送付書類等が着または不到達となった、会社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことと異議のないものとします。ただし、前項の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとします。

第9条（費用等の負担）

①私は、次の各号に定める費用を負担するものとします。①会社に対する弁済金の支払いに要する費用。②私が会社に対する弁済金の支払いを滞留したことにより、会社が振込用紙を送付する等の再請求を支払ったときは、再請求手続き1回につき600円（税込）を上限としたとき。③会社が私の都合により訪問契約したときは、1回につき1,000円（税込）。④会社が私に対しては保身に、書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用。⑤本契約の締結費用および本契約に基づく会社の権利行使または保全に要する費用。

②私が会社から支払う費用について公租公課が課せられる場合または公租公課（消費税等）が変更された場合は、私は、当該公租公課相当額または当該増額部分を負担するものとします。

第10条（約款）

- ①私は、賃貸借契約に関し、賃借人または集金者等との間で締結が生じた場合は、すべて私および賃貸借契約者と賃借人または集金者等の間で解決するものとし、会社に対する弁済金の支払いを免れることとはできないものとします。
- ②私は、賃貸借契約者が、賃貸借契約に関し、賃借人または集金者等に対して、賃借費用等の支払停止を主張し得る正当な事由が存在し、賃借人または集金者等に対する支払いを停止する場合は、会社に対して、事前に書面をもって通知するものとします。この場合は、当該通知の到達日以降に支払期日が到来する賃借費用等について、賃借人または集金者等に対する立替払いの停止を会社に依頼することができるものとします。
- ③私が、会社に対する前項の通知を怠ったことにより、会社が本契約に基づき、賃借人または集金者等に賃借費用等を立替払いした場合、私は、当該立替払金に係る弁済金の支払いを免れることはできないものとします。

第11条（返還損害金）

私が会社に対する弁済金の支払いを滞留したときは、支払期日の翌日より完済に至るまで、各弁済金に対して年14.60%（1年を360日とする日割計算）をえた額の返還損害金を支払うものとします。

第12条（賃貸借契約の終了の通知）

①私は、賃貸借契約の締結した経緯および賃貸借契約期間の満了等により、賃貸借契約を終了するときは、賃借人または集金者等に対して、賃貸借契約書に定める期日までにその旨を通知するものとします。

②私が前項の通知を受けた場合については、第10条第3項に準ずるものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

私は、私および賃貸借契約者が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団 ②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係者 ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊な経緯に基いた集団等 ⑧前各号の共生者（前各号に掲げる者の資金援助活動に牽じ、または前各号に掲げる者の威力、情報、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者） ⑨その他前各号に準ずるもの

②私は、私または賃貸借契約者が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的要求行為 ②法的な取組を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、誹謗を用いた威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為

③私または賃貸借契約者が第1項または第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会社は、私に対して当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、私これに応じないものとします。

第14条（返還敷金等による弁済）

- ①会社は、私または第1項に準ずり私が譲り受けた債権の弁済期が到来した場合は、本契約に基づく債務の弁済期到来の有無に関わらず、私は賃貸借契約者へ通知することなく、賃借人または集金者等から譲渡債権に基づく返還敷金等を直接受領し、本契約上の債務に充当するものとします。
- ②前項より、会社が返還敷金を本契約上の債務に充当した場合には、剰余金が発生した場合、当該剰余金は会社から私に返還されるものとし、不足が生ずる場合は、私は会社に対して当該不足額を直ちに弁済するものとします。

第15条（弁済金の滞延に際しての取扱い）

①私が、会社に対する弁済金の支払いを滞留した場合は、賃借人または集金者等から、賃貸借契約に基づき賃借費用等の支払債務を不履行したのとして取扱店等と異議のないものとします。またその取扱いは会社の賃借費用等の立替払いの有無にかかわらず同一のものとします。

②前項の場合、私は、私の会社に対する弁済金の滞留状況について、会社が賃借人または集金者等に対して通知しても、異議無いものとします。

第16条（本契約の解除）

- ①会社は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、私に何らの通知も、催告を要することなく、いつでも本契約の解除することができるものとします。なお、本契約が解除された場合には、私は当然に期限の利益を失い、会社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合において、私が本契約に基づく会社に対する未払債務を完済するまでは、本契約の関連事項が適用されるものとします。①本契約に基づく弁済金の支払を滞留したとき。②賃借借契約が解除またはその他の理由で終了したとき。③第三者より押入れ、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは差押の申立て、又は公租公課の滞留処分を受けたとき。④破産・民事再生手続の開始、または私が日本語を理解できない等の理由により、本契約を締結するごとが困難であると会社が合理的に判断したとき。⑤賃借人または集金者等が変更になったとき。⑥賃借人または集金者等と会社との本契約取扱いに係る提携契約が終了したとき。⑦賃借契約者に変更があったとき。⑧賃借借契約書に記載の同居者（賃借物件に居住している者）は、私が合理的に判断したとき。⑨私が第13条第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、前各号のいずれもは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことにより適用した場合、または同条第3条の適用に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであつて、本契約を締結することが不適切であると会社が判断したとき。⑩その他の私の信用状態が著しく悪化したとき。
- ②前項の規定の適用により、会社に損害、損失または費用（以下、これを「損害等」といいます）が生じた場合には、私は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項⑩の規定の適用により、私に損害等が生じた場合であっても、私は、当該損害等についての賠償を会社に請求できないものとします。

第17条（定期借入れ）

賃借物件に係る賃貸借契約の種類が借地借家法に規定する定期建物賃貸借または期間借賃貸借であり、賃貸借契約期間終了後に賃借物件について私が新たに賃貸借契約（以下、「再契約」といいます）を締結する場合には、会社が私に対して特段の通知を行わない限り、本契約は更新されるものとします。この場合、再契約時に差し入れられた敷金等の返還請求権については、第7条および第14条に準ずるものとします。

第18条（弁済金の充当順序）

①会社は、会社に対する弁済金が、本契約に基づき会社にに対して負担する一切の債務を完済されるに足りない場合は、私は会社が、私への通知なくして、会社所定の充当順序により、当該弁済金の債務への充当を行うことに何ら異議のないものとします。

第19条（住民票取得の合意）

私は、本契約に係る審査のためもしくは本契約成立後における債権管理のために、会社が必要と認めた場合には、私の住民票などを会社が取得し利用することに同意するものとします。

第20条（賃借人及び集金者等の変更）

- ①賃借人が変更となり、変更後の賃借人及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は本契約における賃借人を変更後の賃借人とすることに同意するものとします。また、会社が月額賃借費用を賃借人に立替払いしている場合、私は会社が特段の手續を要することなく、引き続き本契約に基づき、変更後の賃借人に立替払いすることに同意するものとします。
- ②集金者等が変更となり、変更後の集金者等及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は会社が私に対して特段の手續を要することなく本契約における集金者等を変更後の集金者等とし、引き続き本契約に基づき、変更後の集金者等に立替払いすることに同意するものとします。
- ③私は、前二項の同意に伴い、本契約に関する個人情報の取扱いに関する同意条項における賃借人及び集金者等についても、変更後の賃借人及び集金者等がこれに該当するものとし、当該同意条項も適用されることに同意するものとします。

第21条（含意情報開示）

私は、本契約に基づき発生した場合、訴訟のいかんにかかわらず、私の住居地または契約地ならびに会社の本社・東京本部・支店、各営業所・各センター所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

【問合せ・相談窓口】

1. 賃貸借契約についてのお問合わせ、ご相談は契約書記載の賃借人または集金者等にご連絡ください。
2. 立替払契約についてのお問合わせ、ご相談は下記のアドレスにご連絡ください。

株式会社アラス 家賃サービス係 TEL. 0570-064-263

※0570（ナビダイヤル）は有料です。

※電話番号は、お間違いのないようお願いいたします。

ジェイリース株式会社

【個人情報及び法人情報の取扱に関する条項】

保証委託契約（以下「本契約」という）の申込者（契約者、連帯保証人、予定者及び連帯保証人も含む。以下「甲」という）は、ジェイリース株式会社（以下「当社」という）が、本条項に従い、個人情報及び法人情報を取り扱うことにご同意いたします。

第1条（個人情報）
個人情報は、以下の個人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等をいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの等も個人情報に含まれます。

①氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の保証委託申込書、保証委託契約書及び保証契約書に記載された属性情報（変更後の情報を含む）。

②保証委託契約及び保証契約に関する貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報。

③保証委託契約及び保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報。

④運転免許証、パスポート及び在留カード等に記載された本人確認のための情報。

⑤個人の肖像又は音声は磁氣的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。

⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等に於いて公開されている情報。

⑦特定の個人（個人情報）の身体的特徴を変換した指紋認証データ、顔認識データ等の本人認証情報。

⑧個人情報保護法に定める要配慮個人情報。

第2条（法人情報）
法人情報は、以下の法人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる氏名、代表者名、所在地、電話番号その他の記述等により特定の法人を識別することができるもの等をいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の法人を識別することができるもの等も法人情報に含まれます。

①法人名、代表者名、所在地、電話番号、FAX番号、設立年月、資本書、年報、従業員数、事業内容等の保証委託申込書、保証委託契約書及び保証契約書に記載された属性情報（変更後の情報を含む）。

②保証委託契約及び保証契約に関する貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報。

③保証委託契約及び保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報。

④登記事項証明書に記載された法人確認のための情報。

⑤裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等に於いて公開されている情報。

第3条（関連する個人情報）
当社は、緊急連絡先及び同居人等の甲の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第4条（個人情報の利用目的）
当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

①保証委託契約及び保証契約の締結可否の判断のため。

②保証委託契約及び保証契約の締結及び履行のため。

③サービスの紹介のため。

④サービスの紹介のため。

⑤サービスの品質向上のため。

⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。

⑦賃貸人及び管理会社及び管理委託に基づき収納代行事務を行うため。

⑧賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の清算に協力するため。

⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報提供のため。

第5条（個人情報の第三者への提供）
i 生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

ii 法令に基づき場合。

iii 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

iv 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

②当社は、以下に該当する場合、甲の個人情報を当該第三者に対し提供します。

i 第4条記載の利用目的の達成のために、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、緊急連絡先若しくは同居人等の甲の関係者、又はその他かかるべき第三者に対し提供すること。

ii その他甲が第三者に不利益を及ぼす当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第6条（第三者の範囲）
以下の場合、個人情報提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱い

の一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報を取り扱いについては当社が責任を負います）。

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

③特定の者との間で共同して利用される個人情報当該特定の者に提供される場合であって、その当並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合。

第7条（賃貸借保証情報取扱機関への登録・利用等）
①当社は、甲が賃貸借保証情報取扱機関への登録・利用等を行う便のために、当社の加盟する家賃債務保証情報取扱機関（以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」という）に照会し、甲に関する個人情報に登録されている場合においては、当該情報を利用します。

■加盟家賃債務保証情報取扱機関

名称：一般社団法人 全国賃貸保証協会（略称JICC）
住所：〒105-0004 東京都港区新橋5丁目22番6号

URL: <http://jipc.or.jp/>

②以下の表に定める個人情報、加盟家賃債務保証情報取扱機関の会員のにより甲との契約締結可否の判断及び本契約の履行・求債権の行使のために利用されます。

登録情報	登録期間
1 氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報	下記の3又は4のいずれかの登録情報が登録されている期間
2 賃貸物件の名称、住所等の情報	当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録した日から6ヵ月間
3 当社の賃貸人に対する支払い状況、求償支払請求訴訟及び建物明渡請求訴訟に関する情報	契約期間中及び契約終了後債務が消滅してから5年間

③当社は、賃貸人が甲に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合、加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で、賃貸人より当該情報提供を受けります。

④原則として甲本人に限り、加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録される個人情報に甲の立会を求めず、加盟家賃債務保証情報取扱機関が定める手続き、及び方法によって行うことができます。

第8条（個人情報開示の個人情報開示）
①当社は、当社が加盟する個人情報開示（以下「加盟先機関」という）及び「加盟先機関」と指摘する信用情報機関（以下「提供先機関」という）に法人、賃貸借及び甲の個人情報に登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査するのみに限り利用します。

■加盟先機関

名称：株式会社 日本信用情報機構（略称 JICC）
電話番号：0570-095-955

■提供先機関

名称：全国銀行個人信用情報センター
電話番号：03-3214-5020

URL <https://www.zenkinkyo.or.jp/pcic/>

名称：株式会社 ジー・アイ・シー（略称GIC）
電話番号：0120-810-414

URL <https://www.cic.co.jp/>

②当社は、甲に係る本申込及び本契約に基づく法人貸付情報及び個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）並びに法人を特定するための情報（法人名、代表者名、所在地、電話番号等）、申込日及び申込商品種別等の情報（以下「申込情報」という）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、保証開始日、保証額、賃貸申込物件情報等）、返済状況に関する情報（入金日、保証額、賃貸借返済済済日、延滞、延滞解消等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申込、債権超過等）を、加盟先機関に提供します。なお、保証額申請については賃貸借申込物件の賃料等1ヵ月分に相当する額を登録するものとします。

③加盟先機関の、当該申込情報及び登録期間は照会日から6ヵ月以内です。また、当該個人情報及び法人貸付情報のうち、本人を特定するための情報並びに法人を特定するための情報については契約の返済状況及び取引事実に関する情報、返済状況に関する情報は開約内容に関する情報、返済状況に関する情報、取引事実に関する情報

個人情報及び法人情報の取扱に関する同意書

する情報の登録期間は契約締結中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）です。

④加盟先機関は、当該申込情報並びに当該個人情報及び法人貸付情報を、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該個人情報及び法人貸付情報を、返済又は支払能力を調査する目的のみに利用します。

⑤甲は、加盟先機関に貸付されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報及び法人貸付情報に関する訂正、削除等、削除等、甲立会、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第9条（個人情報の当社への提供）
当社は、第4条記載の利用目的のため、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、甲の個人情報の提供を受けます。

第10条（個人情報の開示、訂正等、利用停止等）
①当社は、当社所定の方法にて、甲本人から、当該甲本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、甲本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示します。ただし、開示することにより以下の各号のいずれかに該当する場合は、甲の権利その他の権利利益を害するおそれがある場合、

i 甲本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

ii 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

iii 法令に違反することとなる場合。

②当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報提供を正確かつ最新の情報へ訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）します。

③当社は、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用している場合、個人情報提供を不正に取得した場合、及び不正に第三者へ提供した場合、本人請求に応じて当該個人情報の利用又は第三者への提供を停止（以下「利用停止等」という）します。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、甲本人の権利利益を保護するため必要なことこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。

④開示、訂正等、利用停止等を希望の方は当社ホームページ（<https://www.j-lease.jp/>）を参照いただくか、お問合せ窓口までご連絡ください。

第11条（個人情報の正確性）
当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容及び正確かつお求めます。ただし、保証委託契約又は保証契約の締結時等においては、甲が責任を負うものとします。

第12条（必要情報の提出）
甲は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することにご同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第13条（個人情報提供の任意性）
当社は、甲から提供を受けた個人情報に基づき保証委託契約及び保証契約の締結可否の判断を行います。必要な個人情報を提供しただけな場合には、保証委託契約及び保証契約の締結をお断りさせていただきます。

第14条（審査結果）
甲は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等、利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

①当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

②当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第16条（個人情報取り扱い業務の外部委託）
当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第17条（統計データの利用）
当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限もなく利用することができるものとします。

第18条（個人情報管理責任者）
ジェイリース株式会社 代表取締役社長
ジェイリース株式会社 お客様相談窓口

電話番号：0800-500-2103

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日除く）9:30～18:00

第20条（備考）
甲が法人の場合、第7条は適用外とします。

私は、【個人情報及び法人情報の取扱に関する条項】に同意のうえ申込を行います。

※申込者さま、代表者さまが本人が署名してください。

ご記入日 (西 暦)	20 年 月 日	申込者署名欄 (法人の場合は法人名)	連帯保証人予定者
20 年 月 日	20 年 月 日	代表者（※法人の場合）	

JSWF 同-04-003 2020130 WEB版Ⅱ [▶不動産会社様 ご署名いただいた本書をコピーして、申込者へ控えとしてお渡しください。](#)